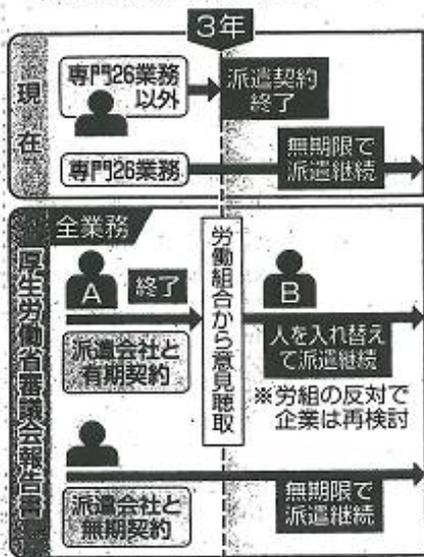


労働者保護ルール改悪反対シリーズ⑤

派遣受け入れ期間上限撤廃反対！ 労働者派遣法改悪を許さない！

労働者派遣制度のイメージ



2014年1月30日 東京新聞より

厚生労働省は1月29日、労働政策審議会からの報告を受け、労働者派遣制度を改悪し、現行最長3年としている企業の派遣労働者受け入れ期間の上限撤廃を決めました。

派遣労働は、あくまでも臨時的・一時的な働き方と位置付けられました。現行制度では通訳や秘書など「専門26業務」のみが無期限の派遣を可能とされています。今回の改悪ではこの区分も廃止され、企業は事実上、どのような業務でもまた何年でも派遣労働者を使えるようになります。

無期限で派遣労働ができるのですから、派遣労働者にとっては一見、制度が改善されたように見えます。しかし身分は派遣労働者のままで「正社員」と比べれば不安定な身分であることは変わりはなく、不安定な身分のまま長期間働かなければならないともいえます。審議会報告では「派遣労働の利用をあくまでも臨時的・一時的なものに限ることを原則とすることが適当」とされていますが「正社員」と比べてみれば、恒常的な業務の担い手が「正社員」から派遣労働者に置き換わっていくことが予想されます。働く者全体の労働条件が悪化していくこととなります。

経団連は、企業活動を阻害する「六重苦」の一つに「柔軟性に欠ける労働市場」を挙げています。目論まれている労働者派遣制度改悪は、企業が労働者を今以上に使い易くするものです。

JR東海労は、これら労働者保護ルール改悪に断固反対し、労働者の雇用安定と処遇改善を求め、闘います。

労働者派遣制度改悪は、企業が労働者を今以上に使い易くするものだ！